

資料A

地域密着型サービス運営委員会資料

1. 国東市地域密着型サービス事業所指定状況

(1) 国東市指定状況（地域密着型サービス）

（令和2年6月末時点）

地域密着型サービス種別	指定件数	サービスの概要
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回サービスを行う。
② 夜間対応型訪問介護事業所	0	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスを提供する。
③ 認知症対応型通所介護事業所 ※(介護予防)	1 ※(1)	認知症の利用者を対象に、デイサービスに通い入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練等を提供する。
④ 小規模多機能型居宅介護事業所 ※(介護予防)	4 ※(4)	登録した利用者(※定員 29人以下)を対象に通所(通い)や利用者の形態に応じて訪問や宿泊を組み合わせ多機能なサービスを提供する。
⑤ 認知症対応型共同生活介護事業所 ※(介護予防)	6 ※(6)	認知症の利用者を対象にグループホームで家庭的な環境と地域交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練等を提供する。
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 ※(介護予防)	0	小規模(定員が 29人以下)の介護専用型特定施設(有料老人ホーム・軽費老人ホーム等)に入所し、介護、日常生活、療養上の世話、機能訓練等を提供する。
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	3	常時介護を要する要介護者を対象に、小規模(定員が 29人以下)特別養護老人ホームに入所し、介護、日常生活、療養上の世話、機能訓練等を提供する。
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0	要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて訪問介護を提供し、介護と看護を一体的に提供する。
⑨ 地域密着型通所介護事業所	4	小規模(利用定員 18人以下)の通所介護事業所。少人数で生活圏域に密着したサービスを提供する。
地域密着型サービス事業所	計 18 ※(11)	※()は介護予防



地域密着型サービスは、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正に伴って、導入されたサービスです。都道府県知事等の指定を受ける介護保険施設(事業所)の指定ではなく、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が送れるように市町村長が指定し、住民に身近な「日常生活圏域」単位で提供されるサービスとなります。

※ 国東市の日常生活圏域(介護保険事業計画より)

日常生活圏域・・・4 圏域

国見町	・住民の生活範囲や生活形態が各町単位で形成されている。
国東町	・これまで各町単位でサービスの提供基盤が整備されている。
武蔵町	・高齢者が身近な地域でサービスを利用できるよう、また、地域全体で
安岐町	高齢者を支えていく体制が継続している。

(2) 地域密着型サービス利用状況(令和2年6月末現在)

①市内指定事業所

事業所種類	事業所名	定員	利用者	待機者	指定期間等
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	さわやかクラブ鈴鳴荘 (社福)安岐の郷 (開設日:H13.4.1)	9	市内 9 市外 0	24	指 定 日 R2.4.1 指 定期間 R8.3.31 圏 域 安岐 介護予防指定あり
	グループホーム向日葵 (医)二豊会 (開設日:H15.8.1)	9	市内 7 市外 0	0	指 定 日 H27.8.1 指 定期間 R3.7.31 圏 域 国見 介護予防指定あり
	グループホームやまもも (医)二豊会 (開設日:H17.5.27)	9	市内 7 市外 1	0	指 定 日 H29.5.27 指 定期間 R5.5.26 圏 域 国見 介護予防指定あり
	Gruppoはるかぜ (医)ほとけの里 (開設日:H26.3.1)	18	市内 18 市外 0	4	指 定 日 R2.3.1 指 定期間 R8.2.28 圏 域 国東 介護予防指定あり
	さわやかクラブむさし苑 (社福)安岐の郷 (開設日:H26.4.1)	9	市内 9 市外 0	6	指 定 日 R2.4.1 指 定期間 R8.3.31 圏 域 武蔵 介護予防指定あり
	小規模多機能型 居宅介護	朝来サポートセンター 鈴鳴荘 (社福)安岐の郷 (開設日:H21.1.1)	29 通い 18 宿泊 8	市内 19 市外 0	0
小規模多機能型 居宅介護施設カトレア (医)二豊会 (開設日:H20.9.1)		25 通い 12 宿泊 7	市内 14 市外 1	0	指 定 日 R2.9.1 指 定期間 R8.8.31 圏 域 国見 介護予防指定あり
Plusはるかぜ (医)ほとけの里 (開設日:H31.4.1)		29 通い 15 宿泊 9	市内 19 市外 0	0	指 定 日 H31.4.1 指 定期間 R7.3.31 圏 域 国見・国東 介護予防指定あり
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	サテライト型特別養護 老人ホーム鈴鳴荘 (社福)安岐の郷 (開設日:H25.4.1)	8	市内 8 市外 0	7	指 定 日 H31.4.1 指 定期間 R7.3.31 圏 域 安岐
	地域密着型特別養護 老人ホームむさし苑 (社福)安岐の郷 (開設日:H26.5.1)	20	市内 20 市外 0	20	指 定 日 R2.5.1 指 定期間 R8.4.30 圏 域 武蔵
	地域密着型特別養護 老人ホーム鈴鳴荘 (社福)安岐の郷 (開設日:H25.4.1)	20	市内 19 市外 1	50	指 定 日 R2.4.1 指 定期間 R8.8.31 圏 域 安岐

事業所種類	事業所名	定員	利用者	待機者	指定期間等	
認知症対応型 通所介護	デイサービスセンター むさし苑 (社福)安岐の郷 (開設日:H26.4.1)	12	市内	22	0	指定日 R2.4.1 指定期間 R8.3.31 圏域 武蔵 介護予防指定あり
	市外		0			
地域密着型 通所介護	ケアセンターはるかぜ (医)ほとけの里 (開設日:H27.4.1)		市内			指定日 H27.4.1 廃止日 H31.3.31 圏域 国見
	市外					
	くにさきケアセンター たんぽぽ 国東市社会福祉協議会 (開設日:H28.4.1)	18	市内	40		指定日 H30.4.1 指定期間 R6.3.31 圏域 国見
	市外		0			
	健康堂デイサービスセンター (株)KSI-PartNer'S (開設日:H28.4.1)	18	市内	12		指定日 R2.9.25 指定期間 R8.9.24 圏域 国東
市外	0					
デイサービスセンター鈴鳴荘 (社福)安岐の郷 (開設日:H28.4.1)	18	市内	45		指定日 R2.4.1 指定期間 R8.3.31 圏域 安岐	
市外		0				
福永デイサービスセンター (医)福永胃腸科外科医院 (開設日:H30.4.1)		市内			指定日 H30.4.1 廃止日 H30.11.30 圏域 国東	
計	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	54	市内	50		34
	市外		1			
	小規模多機能型 居宅介護	83	市内	52		0
	市外		1			
	地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	48	市内	47		77
市外	1					
認知症対応型通所介護	12	市内	22		0	
市外		0				
地域密着型通所介護	54	市内	97			
市外		0				
合計		251	市内	268		111
			市外	3		

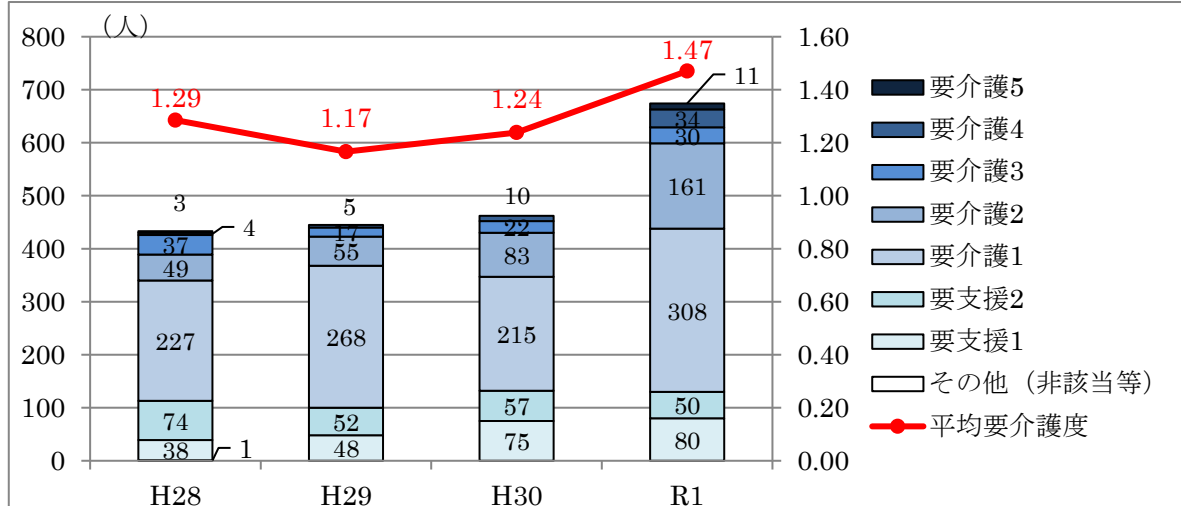
②市外事業所

事業所種類	事業所名	定員	利用者	指定期間等
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム初音の里 (株)木村コーポレーション	18	2	指 定 日 H26.11.27 指 定期間 R2.11.28 圏 域 大分県杵築市
小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅 介護ひばり (医)功尚会	29	0	指 定 日 H27.7.1 指 定期間 R3.6.30 圏 域 大分県杵築市
地域密着型 通所介護	ビーチフル田ノ浦 デイサービスセンター 合同会社 ブンゴ廣福社	15	2	指 定 日 H30.7.11 指 定期間 R6.7.10 圏 域 大分県大分市
合計		62	4	

2. 地域密着型サービスにおける給付費の推移及び令和元年度の考察

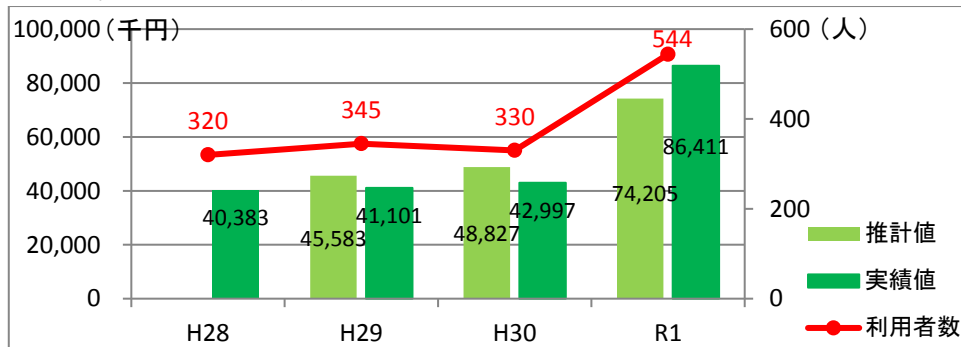
小規模多機能型居宅介護

◆ 要介護度別利用者数の推移



(介護給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移

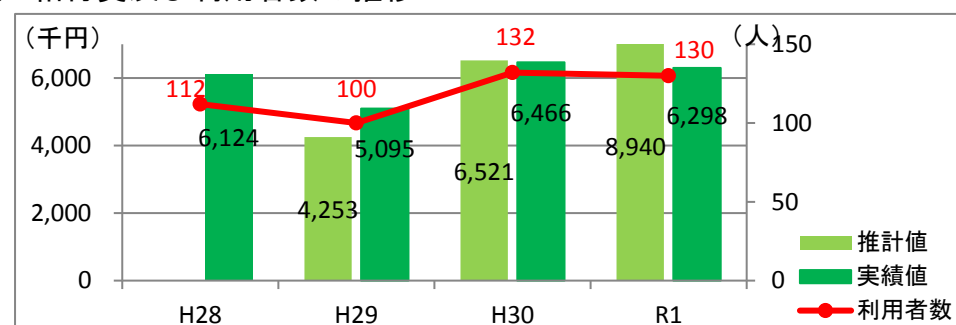


< R元年度 対推計値の考察 >

	推計値	実績値	差異
給付費	74,205 千円	86,411 千円	▲12,206 千円
一月平均利用者数	41 人	45 人	▲4 人

(予防給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移



< R元年度 対推計値の考察 >

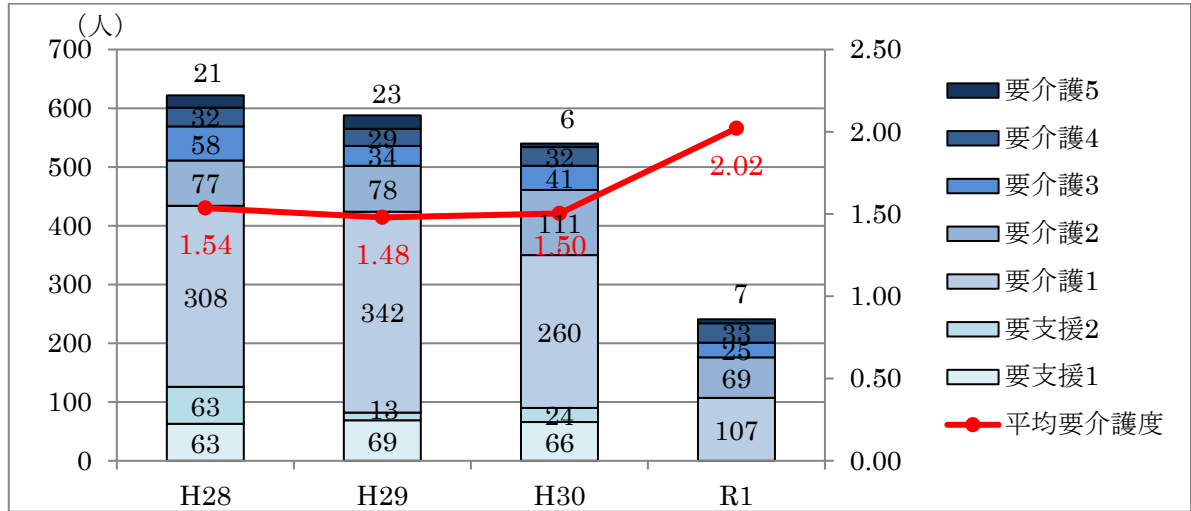
	推計値	実績値	差異
給付費	8,940 千円	6,298 千円	2,642 千円
一月平均利用者数	14 人	11 人	3 人

➤ 差異の要因等

H31年4月から新たに1事業所が事業を開始しており、H30年度実績を考慮して見込んだが、推計値を上回る実績となった。予防給付に比べ、介護給付が増加傾向にある。

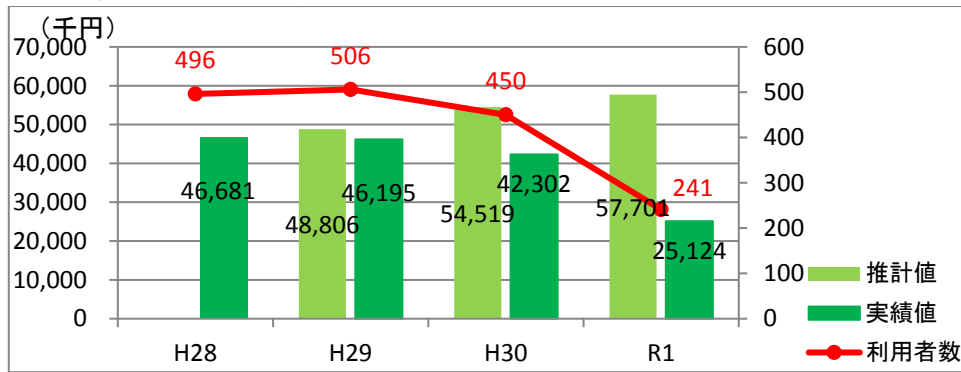
認知症対応型通所介護

◆ 要介護度別利用者数の推移



(介護給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移

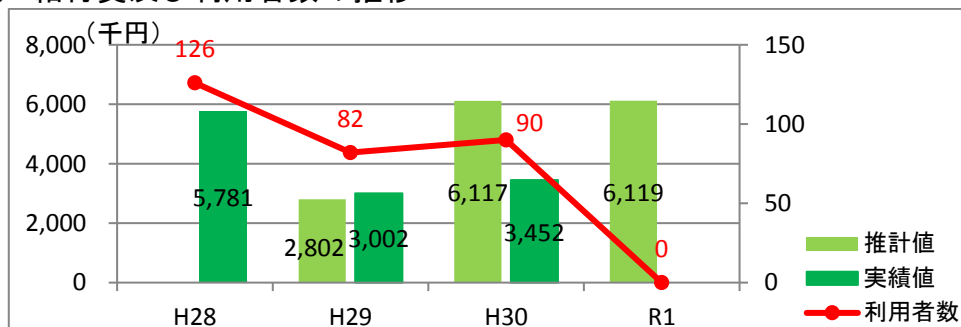


<R元年度 対推計値の考察>

	推計値	実績値	差異
給付費	57,701 千円	25,124 千円	32,577 千円
一月平均利用者数	53 人	20 人	33 人

(予防給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移



<R元年度 対推計値の考察>

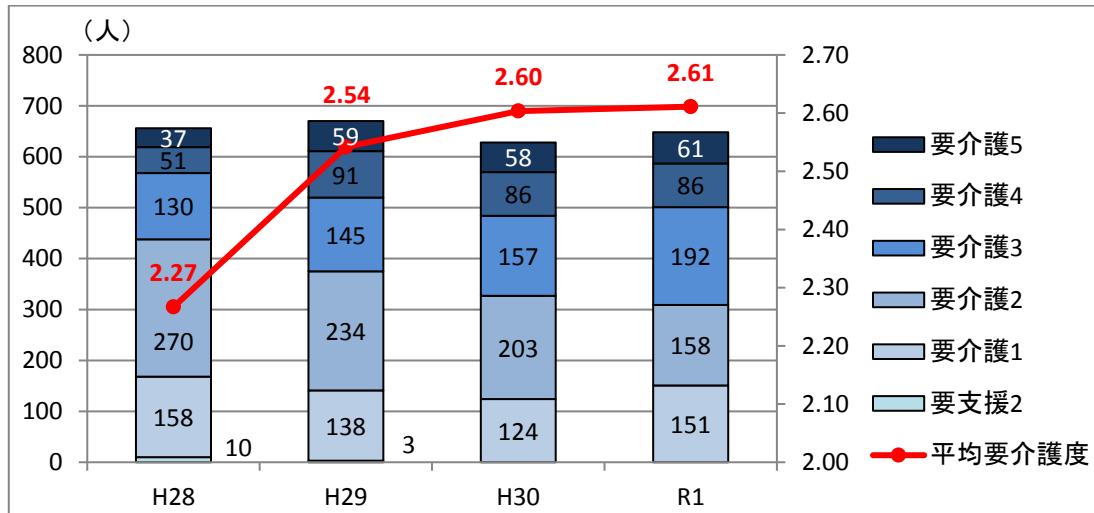
	推計値	実績値	差異
給付費	6,119 千円	0 千円	6,119 千円
一月平均利用者数	11 人	0 人	11 人

➤ 差異の要因等

ケアセンターはるかぜの廃止(小規模多機能型居宅介護に移行)を見込んでいなかったため。利用者数が減少傾向にあり、予防給付では利用実績がなかった。

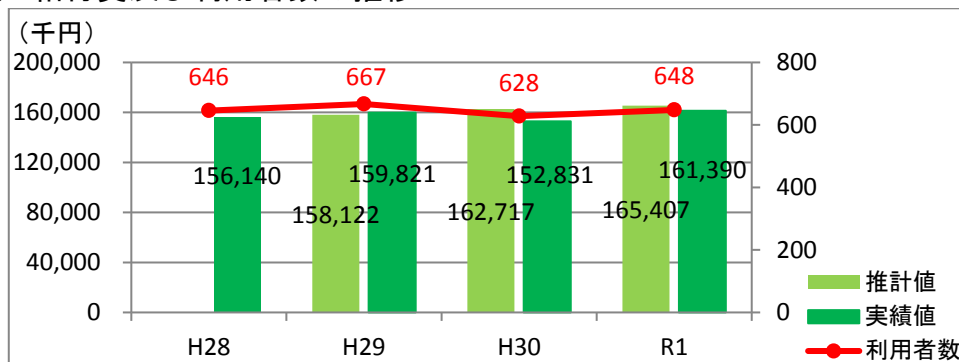
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

◆ 要介護度別利用者数の推移



(介護給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移

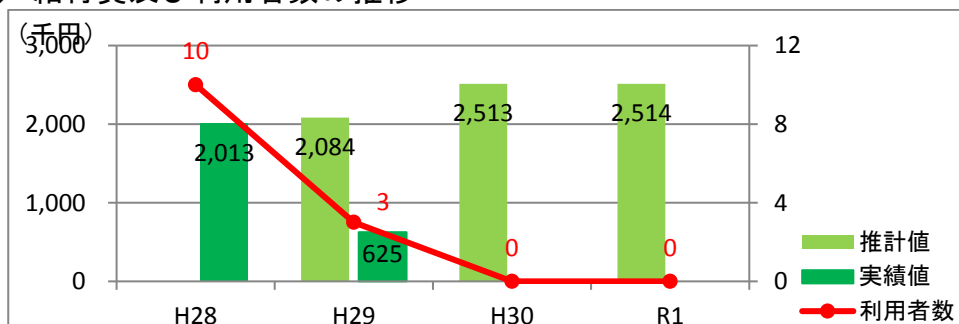


<R元年度 対推計値の考察>

	推計値	実績値	差異
給付費	165,407 千円	161,390 千円	4,017 千円
一月平均利用者数	57 人	54 人	3 人

(予防給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移



<R元年度 対推計値の考察>

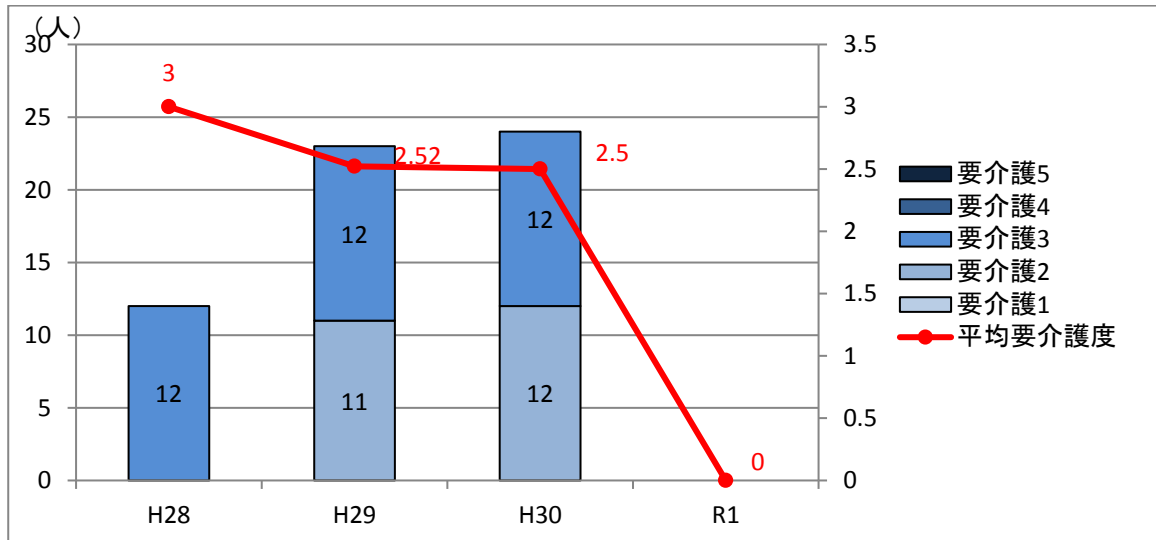
	推計値	実績値	差異
給付費	2,514 千円	0 千円	2,514 千円
一月平均利用者数	1 人	0 人	1 人

➤ 差異の要因等

介護給付は概ね推計値どおりに推移している。予防給付については利用実績がなかった。

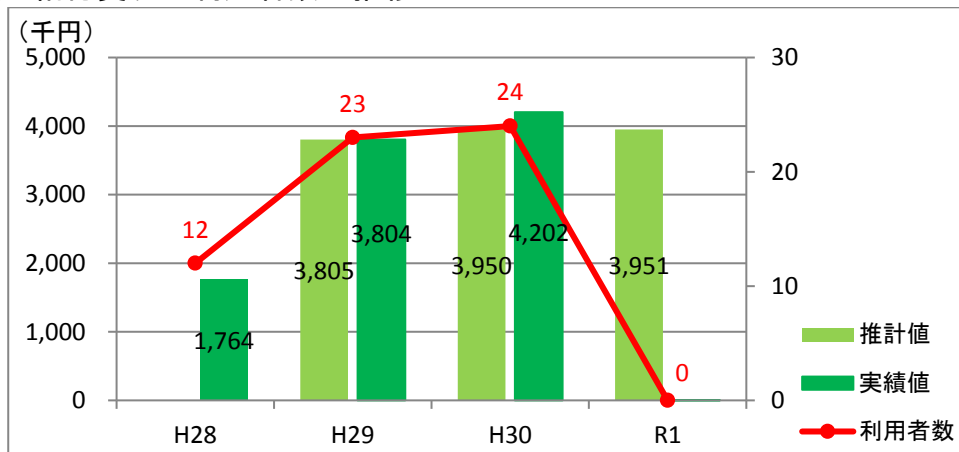
地域密着型特定施設入居者生活介護

◆ 要介護度別利用者数の推移



(介護給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移



<R元年度 対推計値の考察>

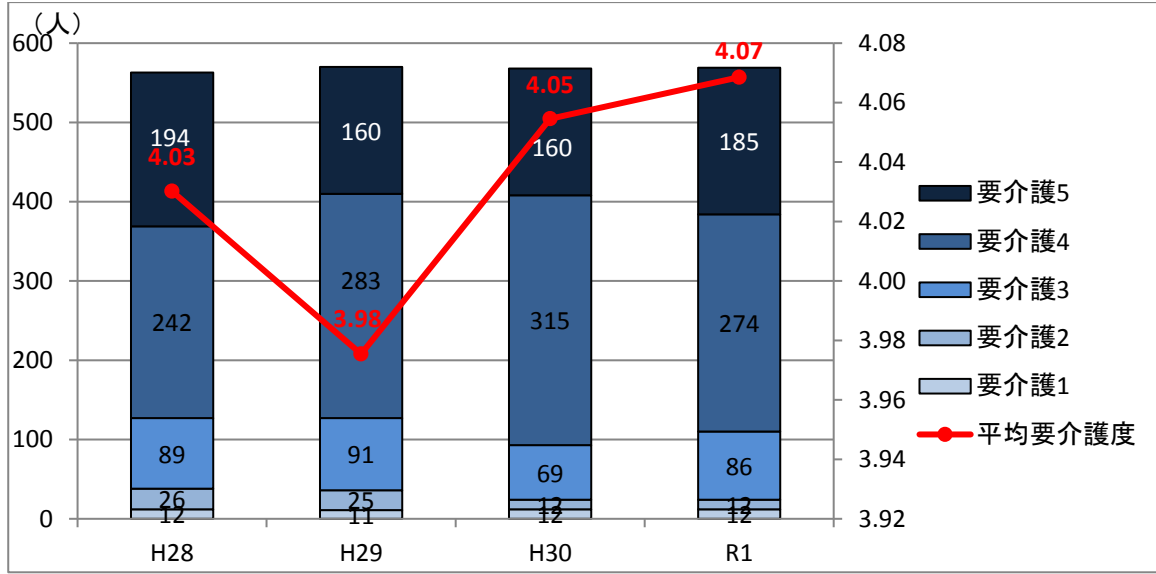
	推計値	実績値	差異
給付費	3,951 千円	0 千円	3,951 千円
一月平均利用者数	2 人	0 人	2 人

➤ 差異の要因等

H31年3月で市外の地域密着型特定施設入居者生活介護が廃止(特定施設入居者生活介護に移行)となったため、R元年度については利用実績がなかった。

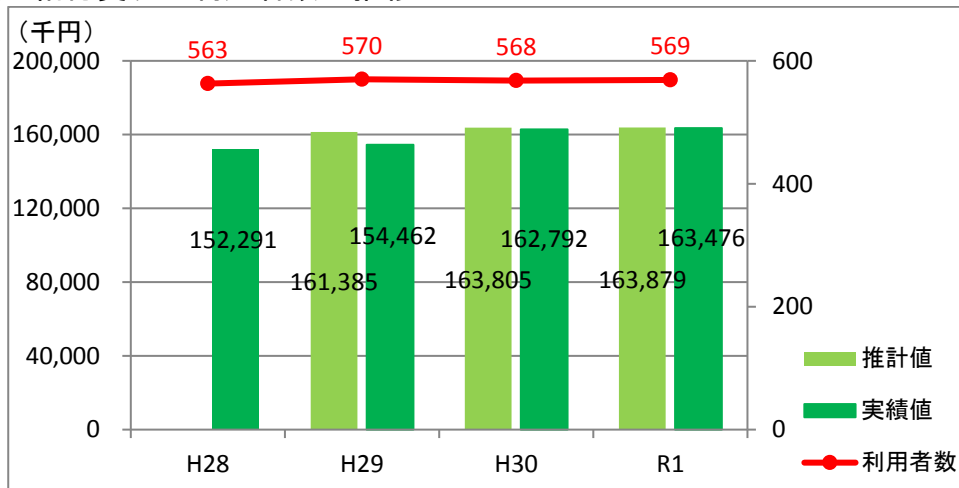
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆ 要介護度別利用者数の推移



(介護給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移



<R 元年度 対推計値の考察>

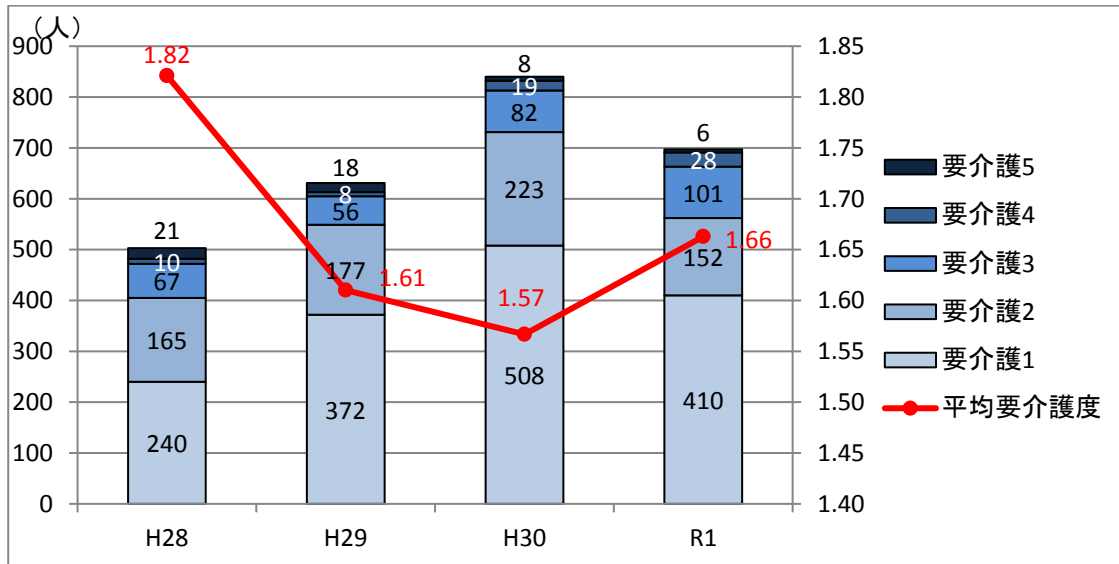
	推計値	実績値	差異
給付費	163,879 千円	163,476 千円	403 千円
一月平均利用者数	50 人	47 人	3 人

➤ 差異の要因等

概ね推計値どおりに推移している。

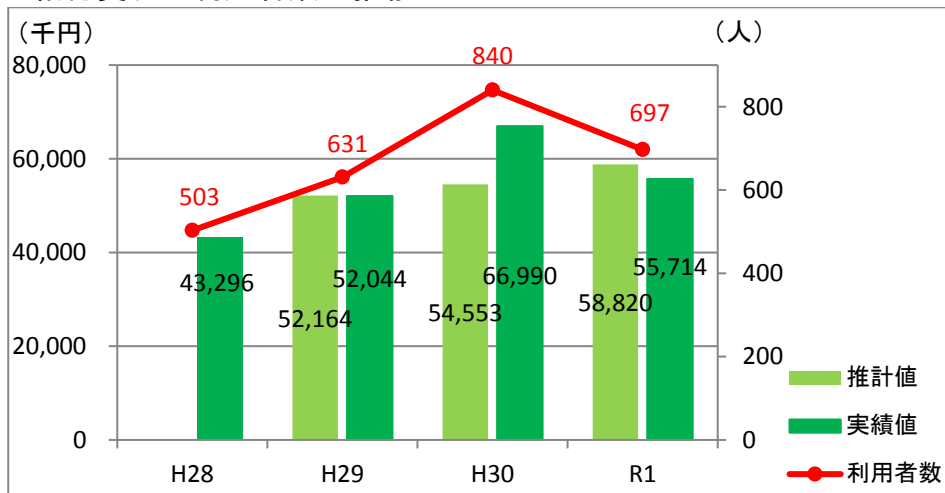
地域密着型通所介護

◆ 要介護度別利用者数の推移



(介護給付)

◆ 給付費及び利用者数の推移



<R元年度 対推計値の考察>

	推計値	実績値	差異
給付費	58,820 千円	55,714 千円	3,106 千円
一月平均利用者数	63 人	58 人	5 人

➤ 差異の要因等

H30 年度については、1 事業所が地域密着型通所介護に移行したため(H30.4 月移行、同年 11 月廃止)実績値が増加しているが、R元年度については概ね推計値どおりに推移している。

3. 地域密着型サービス事業者の公募結果について

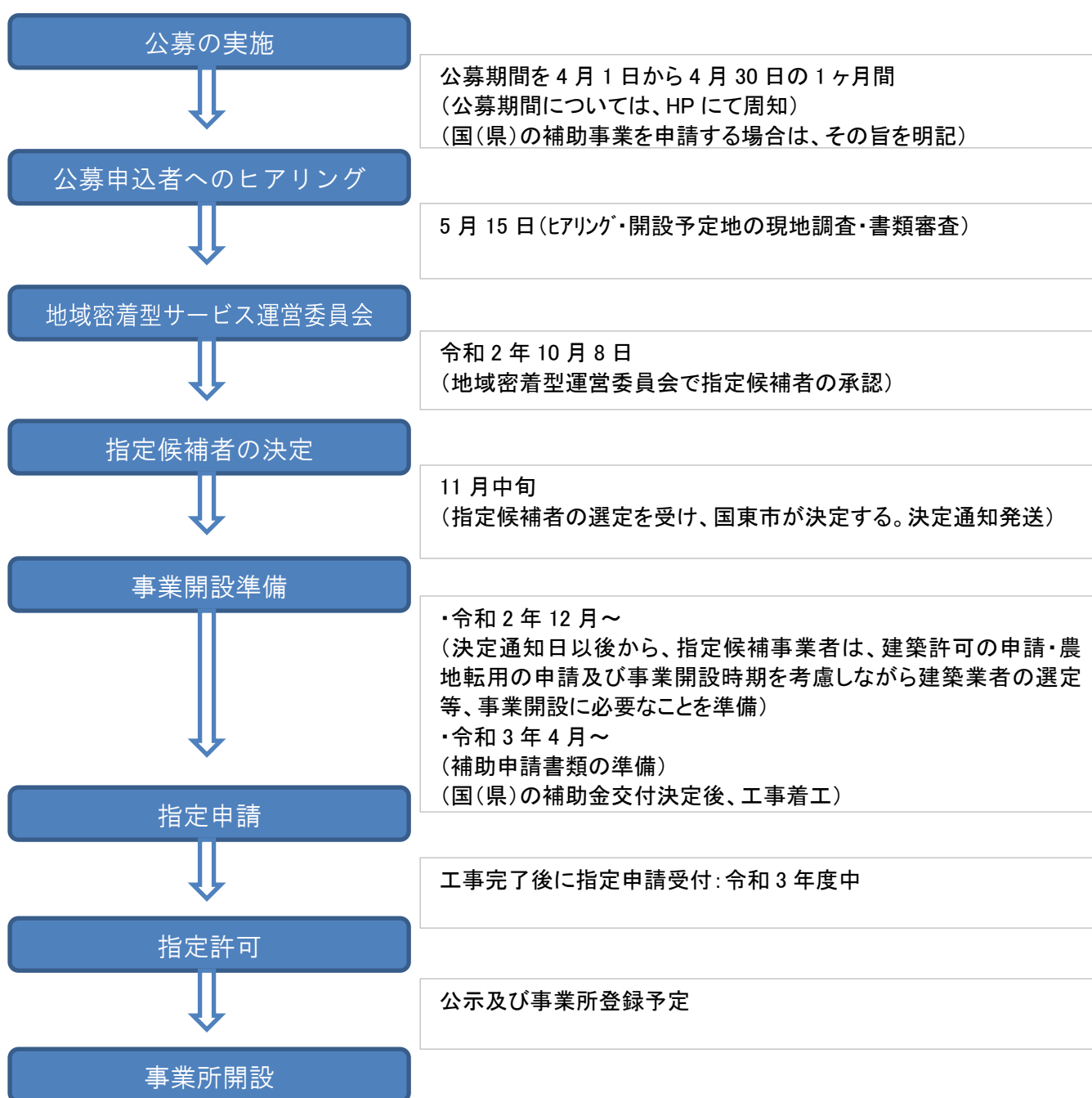
地域密着型サービスは、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるようにするためのサービスであり、市町村がサービス事業者の指定・監督を行います。

現在、国東市では 18 事業所を地域密着型サービス事業所として指定しています。

小規模多機能型居宅介護事業所については、平成 31 年 4 月に新たに 1 事業所が開設し、市内の事業所は 3 箇所となっています。身近な日常生活圏域内でサービス提供が行われるように、圏域ごとに偏りなく整備する必要があります。

今年度は、4 月に国東圏域で小規模多機能型居宅介護及び介護予防拠点施設を公募したところ、1 事業所が小規模多機能型居宅介護の応募がありました。短期入所生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を併設予定です。

【公募による指定(事業所開設)までの流れ】



【指定にあたっての方針及び資格・要件】

人員、設備及び運営に関する基準、その他の関係法令を踏まえ、利用者が認知症高齢者や介護サービスの受給者であることに鑑み、地域から孤立した運営が行われることなく、利用者の尊厳が保たれ、適切なサービス提供体制を確保するとともに、サービスの一層の向上を図る観点から、指定にあたっての方針及び資格・要件を次のとおり付すこととします。

方針

① 家族・地域との交流の機会の確保

地域密着型サービスの運営にあたっては、地域との交流機会の確保は必要不可欠です。このことから、開設にあたっては、地元自治会、近隣住民に説明会を開催するなどして、協力が得られることが重要です。また、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との交流活動計画等があるなど、地域に開かれた運営であるものとします。

② 協力医療機関等との連携

地域密着型サービスでは、多職種との連携の中での健康管理や必要なときに適切な医療が利用できる体制及び緊急時の対応といった医療との連携や介護老人福祉施設などの介護保険施設との支援体制が確保されていることが重要です。このことから、協力医療機関等との連携が図られる運営であるものとします。

③ 市との連携

事業者は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護又は守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省医政局)の規定を遵守し、従業員に対し個人情報保護に関する研修を実施するなどして、その徹底を図るものとします。

資格

- ① 地域密着型サービスを開設し、継続して運営する法人であること。
- ② 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項及び第 115 条の 12 第 2 項に定める欠格事項に該当しないこと。
- ③ 介護保険サービス事業について、過去に監査指導において重大な指摘を受けていないこと。
- ④ 労働に関する法律に関して罰金刑に処せられたことがないこと。
- ⑤ 労働保険の保険料を未納していないこと。
- ⑥ 最低賃金を遵守していること。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行する上で、安定的かつ健全な財政能力と事業に対する知識・経験を有する者がいること。

要件

- ① 敷地又は建物は、その所有権を取得し、登記することを原則とする。なお、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、事業継続に支障ない契約期間とし、契約期間満了時に双方異議のない場合は契約が自動更新される旨の記載がされた契約であること。
- ② 各種法令により、設置規制でない地域であること。
- ③ 施設建設及びサービス提供に、地域住民からの賛同が得られる予定であること。
- ④ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省第 34 号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省第 36 号)」で定めるそれぞれの基準を満たすこと。また、建築基準法、消防法等、関連する法令に適合すること。
- ⑤ 地域密着型サービスの提供については、3 階以下の階層で行うものとし、新耐震基準(昭和 56 年の建築基準法施行令改正以降の基準)を満たしていない建物については、指定までに耐震補強を行うこと。
- ⑥ 地域密着型サービスの利用者は、原則、国東市民であること。